

## ■個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度について

- マニユライフ生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。
- 個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。
- 給付金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります(支払査定時照会制度)。
- 個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり/約款」に記載しています。

# マニユライフ定額年金

## 〈外貨建・介護保障型〉

外貨建定額個人年金保険  
年金支払総額保証付終身介護年金特約

### 特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)

この商品は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。

この保険のお申込みをされる際には、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり/約款」もあわせてご確認ください。

#### 生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、マニユライフ生命の投資型商品カスタマーセンターへご連絡ください。

投資型商品カスタマーセンター  
**0120-925-008**

受付時間:月～金曜日 9時～17時(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

- 野村證券株式会社(募集代理店)では、複数の保険会社の生命保険商品を取扱っております。ご要望がございましたら、募集代理店の生命保険販売資格をもつ社員にお問い合わせください。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、この保険をお申込みいただけない場合があります。

引受保険会社

## マニユライフ生命保険株式会社

本社:〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階  
ホームページ:www.manulife.co.jp

投資型商品カスタマーセンター

**0120-925-008** 受付時間:月～金曜日 9時～17時  
祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。

募集代理店

## 野村證券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

NO.39643/17.04

この書面は、保険業法第300条の2(金融商品取引法第37条の3第1項を準用)に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務付けられた「契約締結前交付書面」です。ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

引受保険会社

**Manulife**  
マニユライフ生命

募集代理店

**野村證券株式会社**

# ○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関しての制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

※この「契約概要」では、「ご契約のしおり/約款」等に記載されている「介護保障期間」を「運用期間」と表記しています。また、「公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定の効力が生じた」場合は、「要介護2以上に認定された」場合と表記しています。

## ① 引受保険会社は、マニユライフ生命保険株式会社です

本社所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階

連絡先：投資型商品カスタマーセンター TEL: **0120-925-008**  
ホームページ: [www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

## ② この保険のしくみと特徴は以下の通りです

- この保険の正式名称は、外貨建定額個人年金保険(年金支払総額保証付終身介護年金特約付)です。
- この保険は、運用期間(10年)満了日の翌日から一生涯にわたって年金(年金支払総額保証付終身年金)をお支払いする生命保険です。
- 運用期間中に、被保険者が要介護2以上に認定された場合、一生涯にわたって介護年金(年金支払総額保証付終身介護年金)をお支払いします。
- 契約時に年金支払総額保証割合(介護年金支払総額保証割合)100%または110%のいずれかを選択いただきます。契約後に変更することはできません。
- 運用期間中に被保険者が死亡した場合、死亡給付金をお支払いします。  
※年金支払開始日以後・介護年金支払開始日以後は、死亡給付金のお支払いはありません。

- 契約時に、契約通貨として米ドルまたは豪ドルを選択いただきます。この保険にかかる一時払保険料のお払い込み、年金・介護年金・死亡給付金等のお受け取りは、契約通貨で行います。  
※契約後に契約通貨を変更することはできません。
- ※「円支払特約A型」の付加により、年金・介護年金・死亡給付金等を円でお受け取りいただくこともできます。くわしくは、P.8～P.9「**主な特約は以下の通りです**」の「**円支払特約A型**」をご覧ください。
- 一時払保険料を積立金として、マニユライフ生命所定の方法で計算した積立利率により運用します。年金額・介護年金額は、契約通貨・積立利率・年金支払総額保証割合(介護年金支払総額保証割合)・被保険者の性別・年齢等に基づいて計算されます。
- 積立利率は、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日(申込日ではありません)に設定されている積立利率が適用されます。

### この保険にはリスクがあります

#### ■為替リスクについて

- この保険は外貨で運用するため、介護年金・年金・死亡給付金等を円でお支払いする場合に、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「介護年金または年金の支払総額や死亡給付金の受取時の円換算額」が、「一時払保険料の契約時の円換算額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

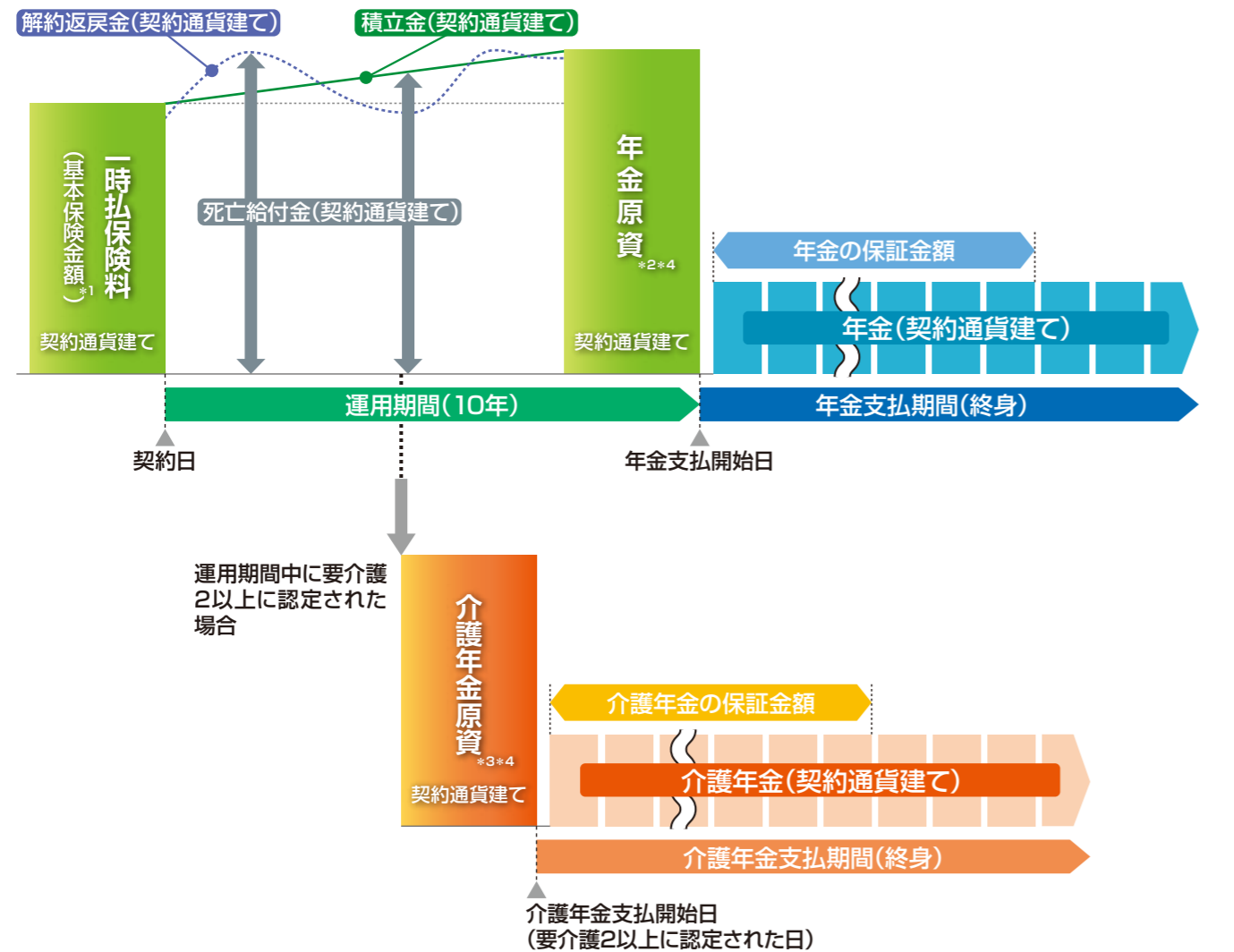
#### ■解約返戻金額等が一時払保険料を下回る可能性について

- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額、契約日から30年以内の介護年金・年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額または介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。
  - したがって、次の金額\*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
    - ・「解約返戻金額」
    - ・「介護年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた介護年金の合計額」の総額
    - ・「年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額
- \*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額



ご注意

【イメージ図】



- \*1 基本保険金額とは、死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。
- \*2 年金原資は、年金支払開始日前日の積立金額です。
- \*3 介護年金原資は、介護年金支払開始日前日の積立金額です。
- \*4 年金の一括支払による支払金額は、年金の支払保証部分の現価、市場価格調整率に基づいて計算され、年金原資額の最低保証はありません。介護年金の一括支払による支払金額は、介護年金の支払保証部分の現価、市場価格調整率、解約控除額に基づいて計算され、介護年金原資額の最低保証はありません。くわしくは、**P.5~P.6「4. 年金・介護年金の一括支払について」**をご覧ください。

### 3 年金・介護年金のお支払いについて

年金の種類	年金	介護年金
名称	年金支払総額保証付終身年金	年金支払総額保証付終身介護年金
内容	運用期間中に被保険者が要介護2以上に認定されなかった場合	運用期間中に被保険者が要介護2以上に認定された場合
年金支払期間・介護年金支払期間	終身	
年金額・介護年金額	年金額は、積立利率*1に基づいた年金原資をもとに契約通貨・積立利率・年金支払総額保証割合・被保険者の性別・年金支払開始年齢によりマニユライフ生命所定の方法で定まります*2。	介護年金額は、積立利率*1に基づいた介護年金原資をもとに契約通貨・積立利率・介護年金支払総額保証割合・被保険者の性別・介護年金支払開始年齢によりマニユライフ生命所定の方法で定まります*2。
年金・介護年金の保証金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金の保証金額とは、被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のことをいいます。</li> <li>●契約時に年金支払総額保証割合*3 100%または110%のいずれかを選択いただけます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護年金の保証金額とは、被保険者の生死にかかわらずお支払いする介護年金の合計額のことをいいます。</li> <li>●契約時に介護年金支払総額保証割合*3 100%または110%のいずれかを選択いただけます。</li> </ul>
受取人	年金受取人 「後継年金受取人」を指定できます。契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、被保険者の同意を得たうえで、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。	介護年金受取人 「後継介護年金受取人」を指定できます。契約者(介護年金支払開始日以後は介護年金受取人)は、被保険者の同意を得たうえで、介護年金受取人が介護年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな介護年金受取人(後継介護年金受取人)をあらかじめ指定することができます。
指定代理請求人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金受取人・介護年金受取人が被保険者の場合、契約者(年金支払開始日以後・介護年金支払開始日以後は年金受取人・介護年金受取人)は、被保険者の同意を得たうえで、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。</li> <li>●年金受取人・介護年金受取人が傷害または疾病により年金・介護年金を請求する意思表示ができない場合等に、指定代理請求人は、年金受取人・介護年金受取人の代理人として年金・介護年金を請求することができます。</li> <li>●法人契約には、お取扱いがありません。</li> </ul>	

- \*1 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利のマニユライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減(指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産に基づき算出)との差および運用資産の金利リスク等を考慮して設定されます)させた範囲内でマニユライフ生命が定めた利率から、保険関係費を差し引いた利率となります。契約日に設定されている積立利率が運用期間および年金支払期間・介護年金支払期間を通じて適用されます。設定される積立利率は、被保険者の契約年齢や性別にかかわらず同一ですが、契約通貨により異なります。また、年0.05%が最低保証されます。
- \*2 くわしくは、「**ご契約のしおり/約款**」に記載していますのでご確認ください。
- \*3 年金支払総額保証割合と介護年金支払総額保証割合は同じとなります。
- ※介護年金をお支払いできない場合については、**P.18「5. 死亡給付金・介護年金等をお支払いできない場合があります」(注意喚起情報)**および「**ご契約のしおり/約款**」に記載していますのでご確認ください。

## 4 年金・介護年金の一括支払について

- 年金支払期間中・介護年金支払期間中に、年金・介護年金の支払保証部分<sup>\*1</sup>の一括支払を請求することができます。

年金の一括支払の支払金額	介護年金の一括支払の支払金額
年金の支払保証部分の現価×市場価格調整率 <sup>*2</sup>	介護年金の支払保証部分の現価×市場価格調整率 <sup>*2</sup> －解約控除額

\*1 年金・介護年金の支払保証部分とは、被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金・介護年金の合計額のうち、年金支払日・介護年金支払日が未到来の年金・介護年金のことです。

\*2 年金の一括支払の場合は「契約日からその日を含めて30年後の契約応当日以後」、介護年金の一括支払の場合は「契約日からその日を含めて第30保険年度中の介護年金支払日以後」は、市場価格調整率の適用はありません。したがって、支払金額は年金・介護年金の支払保証部分の現価となります。

- 年金・介護年金の一括支払を行った場合で、年金・介護年金の支払保証部分の最後の年金支払日後・介護年金支払日後の年金支払日・介護年金支払日に被保険者が生存しているときは、継続して年金・介護年金をお支払いします(年金・介護年金の一括支払を行った後、被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅します)。

### 市場価格調整率

市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を年金・介護年金の一括支払による支払金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left( \frac{1 + \text{契約日の積立利率}}{1 + (\text{年金・介護年金の一括支払の請求受付日の積立利率}^{\ast 1}) + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{\ast 2}}{12}}$$

\*1 年金・介護年金の一括支払の請求受付日を契約日として、このご契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率を指します。

\*2 残存月数は、市場価格調整率を計算する際に用いる月数になります。くわしくは、「[ご契約のしおり/約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

### 解約控除

介護年金の一括支払時に、契約日からの経過年数に応じて、介護年金の一括支払の請求受付日(マニライフ生命が介護年金の一括支払の請求書類を受け付けた日<sup>\*3</sup>)における介護年金の支払保証部分の現価に、7.0%～2.5%の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

\*3 書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日

※くわしくは、[P.9～P.11「7.解約返戻金について」](#)をご覧ください。

### ご参考 契約日からの経過年数5年\*(介護年金支払開始日からの経過年数4年)で介護年金の一括支払を行った場合の具体例

\*経過年数5年とは、契約日から5年が経過した契約応当日の前日時点を表しています。

#### 【前提条件】

- 契約通貨/米ドル ●被保険者年齢・性別/60歳・男性 ●一時払保険料/100,000米ドル ●契約時の積立利率/年1.50%
- 介護年金支払総額保証割合/100% ●介護年金支払開始日/契約日から1年経過後の契約応当日
- 介護年金支払開始年齢/61歳

	介護年金の一括支払時の積立利率		
	年2.50%(+1.00%)	年1.50%(変動なし)	年0.50%(−1.00%)
一時払保険料	100,000.00米ドル		
介護年金の保証金額	102,120.00米ドル		
介護年金の一括支払による支払金額 + すでに支払事由の生じた介護年金の合計額	83,097.05米ドル	88,144.15米ドル	93,570.52米ドル

上記の例の場合、介護年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた介護年金の合計額との総額が、介護年金の保証金額(102,120.00米ドル)や一時払保険料(100,000.00米ドル)を下回ります。



⚠  
ご注意

年金・介護年金の一括支払を行った場合、契約日から30年以内は市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を年金・介護年金の一括支払による支払金額に反映させる(市場価格調整)ため、年金・介護年金の一括支払による支払金額は増減することがあります(年金・介護年金の一括支払時の積立利率が契約時と比較して高くなった場合には、年金・介護年金の一括支払による支払金額は減少することがあります)。

5

## 被保険者がお亡くなりになった場合の保障内容は以下の通りです

### ■運用期間中

名称	内容	支払金額	受取人
死亡給付金	運用期間中に被保険者が死亡したとき	被保険者死亡日の積立金額、解約返戻金額、基本保険金額のいずれか大きい額	死亡給付金受取人

※年金支払開始日以後・介護年金支払開始日以後は、死亡給付金のお支払いはありません。

※死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※死亡給付金をお支払いできない場合については、P.18「5.死亡給付金・介護年金等をお支払いできない場合があります」(注意喚起情報)および「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

### ■年金支払開始日以後または介護年金支払開始日以後

名称	内容	支払金額	受取人
年金	年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合、すでに支払事由の生じた年金の合計額が年金の保証金額に達するまでお支払いします。	年金額	年金受取人 年金受取人が被保険者の場合はその法定相続人(後継年金受取人を指定されているときは指定された方)にお支払いします。
介護年金	介護年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が介護年金の保証金額に達するまでお支払いします。	介護年金額	介護年金受取人 介護年金受取人が被保険者の場合はその法定相続人(後継介護年金受取人を指定されているときは指定された方)にお支払いします。

●この保険は、年金支払開始日以後または介護年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合の一時金(死亡一時金)のお取扱いがありません。

●ただし、年金受取人・介護年金受取人\*は、年金・介護年金の支払保証部分の一括支払を請求することができます。

\*年金受取人・介護年金受取人が被保険者の場合はその法定相続人(後継年金受取人・後継介護年金受取人を指定されているときは指定された方)にお支払いします。

※くわしくは、P.5～P.6「4.年金・介護年金の一括支払について」をご覧ください。

6

## 主な特約は以下の通りです

※くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

### 年金支払総額保証付終身介護年金特約(この保険では、あらかじめ付加されています)

●被保険者が公的介護保険制度\*1による要介護2以上の状態\*2に認定され、運用期間中に、その要介護認定の効力\*3が生じた場合に、その効力が生じた日を介護年金支払開始日として介護年金を支払うことを主とする特約です。

\*1 公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。

\*2 要介護2以上の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

\*3 要介護認定の効力とは、介護保険法における効力のことをいい、要介護(新規)認定および要介護状態区分の変更の認定の場合はその申請のあった日にさかのぼってその効力を生じます。また、要介護更新認定の場合は更新前の有効期間の満了日の翌日からその効力を生じます。

●この特約のみを解約することはできません。



- 契約日に要介護2以上に認定されていたことが契約後に判明した場合、ご契約を無効とします。この場合、一時払保険料を契約者にお返しします。
- 年金・介護年金の合計額として年金・介護年金の保証金額を契約通貨建てで保証するのは、年金・介護年金の保証金額に達するまで年金・介護年金をお支払いした場合です。ご契約を解約または年金・介護年金の一括支払を行った場合、解約返戻金額または年金・介護年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、年金・介護年金の保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。

### 円支払特約A型

年金・介護年金・死亡給付金等を下表の換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートを  
用いて円でお支払いする特約です。

※円に換算するために用いる為替レートについては、P.14~P.15「この保険にかかる費用は次の通りです」  
(注意喚起情報)をご覧ください。

●契約者・受取人等のお申し出により、この特約を付加または解約することができます。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*
死亡給付金	請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*の翌営業日
年金	毎年の年金支払日または請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*の翌営業日のいずれか遅い日
介護年金	毎年の介護年金支払日または請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*の翌営業日のいずれか遅い日
年金の 一括支払による支払金	年金支払開始日または請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*の翌営業日のいずれか遅い日
介護年金の 一括支払による支払金	介護年金支払開始日または請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*の翌営業日のいずれか遅い日

\*書類の提出以外の方法(マニュアル生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日



**ご注意**  
この特約を付加して介護年金等を円で受け取る場合、換算基準日における為替相場により円に換算した介護年金の合計額等が、契約時の為替相場により一時払保険料を円に換算した金額を下回ることがあります。

## 7 解約返戻金について

●運用期間中、ご契約を解約・一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。

※年金支払開始日以後・介護年金支払開始日以後は、解約・一部解約をお取扱いできません。

※一部解約後の基本保険金額が下表の金額を下回る場合、一部解約をお取扱いできません。

契約通貨	金額
米ドル	20,000米ドル
豪ドル	20,000豪ドル

●ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は同じ割合で減額されます。

●解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニュアル生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日\*)の積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額)に市場価格調整率を乗じた金額から解約控除額を差し引いた金額です。

$$\begin{aligned} \text{解約返戻金額} &= \text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除額} \\ \text{解約控除額} &= \text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額} \times \text{解約控除率} \end{aligned}$$

\*書類の提出以外の方法(マニュアル生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日

### 市場価格調整率

市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left( \frac{1 + \text{契約日の積立利率}}{1 + (\text{解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立利率}^{*1}) + 0.3\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*2}}{12}}$$

\*1 解約計算基準日・一部解約計算基準日を契約日として、このご契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率を指します。

\*2 残存月数は、市場価格調整率を計算する際に用いる月数になります。くわしくは、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

### 解約控除

解約・一部解約時に、契約日からの経過年数に応じて、解約計算基準日・一部解約計算基準日(マニュアル生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日\*)の積立金額(一部解約の場合は、減額された積立金額)に、下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。また、介護年金の一括支払時に、契約日からの経過年数に応じて、介護年金の一括支払の請求受付日(マニュアル生命が介護年金の一括支払の請求書類を受け付けた日\*)における介護年金の支払保証部分の現価に、下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

契約日からの経過年数	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%
契約日からの経過年数	5年超6年以内	6年超7年以内	7年超8年以内	8年超9年以内	9年超10年以内
解約控除率	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%
契約日からの経過年数	10年超				
解約控除率	0.0%				

\*3 書類の提出以外の方法(マニュアル生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日



**ご注意**  
ご契約を解約した場合、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させる(市場価格調整)ため、解約返戻金額は増減することがあります(解約時の積立利率が契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額は減少することがあります)。また、積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から、契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。したがって、解約返戻金額\*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

\*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

**ご参考** 解約返戻金の推移例

【前提条件】

- 契約通貨/米ドル ●被保険者年齢・性別/60歳・男性 ●一時払保険料/100,000米ドル ●契約時の積立利率/年1.50%
- 年金支払総額保証割合(介護年金支払総額保証割合)/100%

契約日からの 経過年数	積立金額	解約返戻金額		
		積立利率の変動幅		
		0.5%上昇	変動なし	0.5%低下
1年	101,500米ドル	81,331米ドル	89,340米ドル	98,028米ドル
2年	103,022米ドル	83,695米ドル	91,453米ドル	99,818米ドル
3年	104,567米ドル	86,122米ドル	93,609米ドル	101,650米ドル
4年	106,136米ドル	88,613米ドル	95,809米ドル	103,504米ドル
5年	107,728米ドル	91,159米ドル	98,054米ドル	105,401米ドル
6年	109,344米ドル	93,762米ドル	100,345米ドル	107,321米ドル
7年	110,984米ドル	96,434米ドル	102,682米ドル	109,286米ドル
8年	112,649米ドル	99,165米ドル	105,067米ドル	111,274米ドル
9年	114,339米ドル	101,967米ドル	107,501米ドル	113,309米ドル
10年	116,054米ドル	104,831米ドル	109,996米ドル	115,380米ドル

※積立金額および解約返戻金額は、1米ドル未満を切り捨てて表示しています。

8 引き受け条件について

被保険者の契約年齢	55歳～80歳(契約日における満年齢)	
最低保険料と 保険料の単位	米ドル	豪ドル
	20,000米ドル (100米ドル単位)	20,000豪ドル (100豪ドル単位)
最高保険料	1億円相当額 ※契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートをを用いて円に換算した金額です。 ※同一被保険者でマニライフ生命所定の保険契約の基本保険金額を通算して1億円かつマニライフ生命所定の定額個人年金保険契約の基本保険金額を合算し、5億円を超えることはできません。 ※この保険の介護年金額等とマニライフ生命所定の保険契約の年金額等を通算し、同一被保険者について300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取扱いはできません。	
保険料の払込方法	一時払のみ (野村証券経由またはマニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金)	
運用期間	10年	
年金支払期間・ 介護年金支払期間	終身	
年金支払総額保証割合・ 介護年金支払総額保証割合	100%または110% ※年金支払総額保証割合(介護年金支払総額保証割合)は、契約時に選択いただきます。契約後に変更することはできません。	
被保険者	契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族 ※被保険者が、お申込時に要介護2以上に認定されている場合、要介護認定・要支援認定の新規申請中の場合または入院中の場合等には、お申込みいただけません。	
死亡給付金受取人	被保険者の3親等内の親族	
年金受取人	契約者または被保険者	
後継年金受取人	年金受取人の3親等内の親族	
介護年金受取人	被保険者または死亡給付金受取人	
後継介護年金受取人	介護年金受取人の3親等内の親族	
その他	増額および契約者貸付のお取扱いはありません。	

- ご契約の具体的な内容については、「契約申込書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)」にてご契約内容を必ずご確認ください。
- お申込みから契約日までの間に積立利率等が変更になった場合、変更後の積立利率等が適用されますので、15日および月末近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。
- 契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨または契約年齢によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

## 9 この保険には、契約者配当金はありません

## 10 お客さまにご負担いただく費用があります

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時および契約日から10年以内の介護年金の一括支払時に解約控除がかかります。また、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

※くわしくは、P.14~P.15「この保険にかかる費用は次の通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。

## 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項については「[ご契約のしおり/約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

### この保険にかかる費用は次の通りです

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時および契約日から10年以内の介護年金の一括支払時に解約控除がかかります。また、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

#### 保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

#### 解約・一部解約時および介護年金の一括支払時にご負担いただく費用

- 解約・一部解約時および契約日から10年以内の介護年金の一括支払時には、契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日\*1までの経過年数に応じて解約控除をご負担いただきます。解約控除は、解約に相当する部分の積立金額\*2に、契約日からの経過年数に応じて下表の解約控除率を乗じた金額となります。

契約日からの経過年数	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内
解約控除率	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%
契約日からの経過年数	4年超5年以内	5年超6年以内	6年超7年以内	7年超8年以内
解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%
契約日からの経過年数	8年超9年以内	9年超10年以内	10年超	
解約控除率	3.0%	2.5%	0.0%	

\*1 介護年金の一括支払の場合は、介護年金の一括支払の請求書類をマニユライフ生命が受け付けた日とします。

\*2 介護年金の一括支払の場合は、介護年金の支払保証部分の現価とします。

次のページへ続く 



## 外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料をお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
  - 介護年金・年金・死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
  - 次の①②の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)\*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
    - ①「円支払特約A型」を付加し、介護年金・年金・死亡給付金等を円でお支払いする場合
    - ②「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
- \*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「円支払特約A型」の 為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
②	契約通貨のTTM - 50銭	

※平成29年4月現在。外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。



## この保険にはリスクがあります

### ■為替リスクについて

- この保険は外貨で運用するため、介護年金・年金・死亡給付金等を円でお支払いする場合に、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「介護年金または年金の支払総額や死亡給付金の受取時の円換算額」が、「一時払保険料の契約時の円換算額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

### ■解約返戻金額等が一時払保険料を下回る可能性について

- この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額、契約日から30年以内の介護年金・年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額または介護年金の一括支払による支払金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。
  - したがって、次の金額\*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
    - ・「解約返戻金額」
    - ・「介護年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた介護年金の合計額」の総額
    - ・「年金の一括支払による支払金額」と「すでに支払事由の生じた年金の合計額」の総額
- \*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

**1** この商品は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です

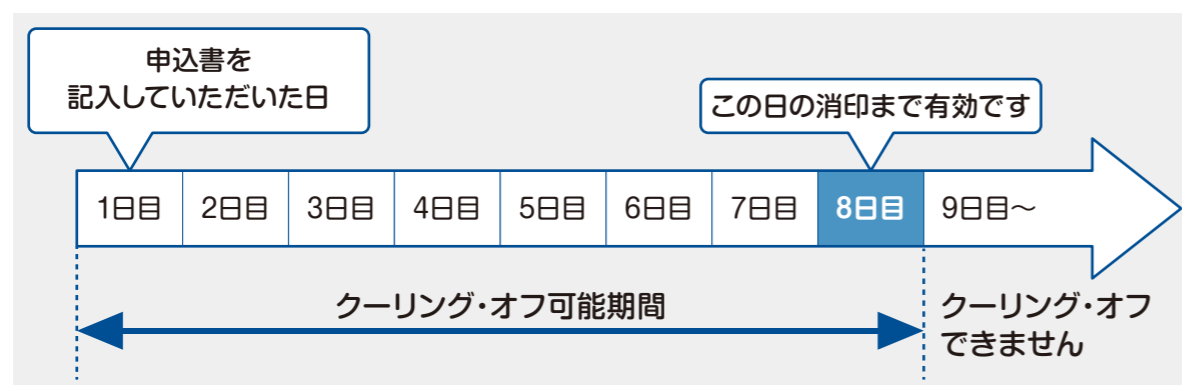
- この商品は、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません(生命保険会社の保険契約者保護制度の対象となります)。

2

## クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象となります

●申込者または契約者は、「申込書を記入していただいた日\*」からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額をお返しします。

\*情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末によりお申込手続きをいただいた日」をいいます。



《書面(封書)の送付先》

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー  
 マニライフ生命保険株式会社 投資型商品 新契約グループ

●契約者が法人の場合等は、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

※クーリング・オフ制度に関する詳しい内容については、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

3

## この商品は告知を求めません

●ご契約の締結に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

●マニライフ生命の担当職員またはマニライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または介護年金、死亡給付金等のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

4

## 保障の責任開始期は以下の通りです

- お申込みいただいたご契約をマニライフ生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときにさかのぼり、マニライフ生命は契約上の責任を開始します。この保険では、その日を契約日とします。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5

## 死亡給付金・介護年金等をお支払いできない場合があります

●次のような場合には、死亡給付金・介護年金等をお支払いできないことがあります。

・重大事由によりご契約が解除された場合

例 死亡給付金、介護年金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者、死亡給付金受取人、年金受取人または介護年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等

・ご契約について詐欺の行為があつてご契約が取り消しとなった場合

・死亡給付金、介護年金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

・死亡給付金、介護年金の免責事由に該当した場合

例 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、受取人等の故意による支払事由該当、被保険者の犯罪行為による支払事由該当等

・公的介護保険制度における要介護2以上の認定の効力が責任開始期に生じていたことによりご契約が無効になった場合(責任開始期以後に被保険者が要介護2以上の状態に該当していると認定され、その要介護認定の効力が責任開始期前において生じることとなった場合を含みます)

6

## 解約・一部解約が可能です

●解約・一部解約に関する詳しい内容については、P.9～P.11「7. 解約返戻金について」(契約概要)に記載していますのでご覧ください。

## 7 年金・介護年金の一括支払が可能です

- 年金・介護年金の一括支払に関する詳しい内容については、P.5～P.6「4.年金・介護年金の一括支払について」(契約概要)に記載していますのでご覧ください。

## 8 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申込みを行った場合、不利益となる事項があります(該当の場合のみご確認ください)

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。**
  - ・お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約・減額されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
  - ・新たにご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合等には、給付金等が支払われないことがあります。
- 保障内容の見直しには、新たにご契約の追加等の方法もご利用いただけます。

## 9 保険料を払い込む場合のご留意事項があります

- クーリング・オフされたときは、お払い込みいただいた金額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。その場合、以下の点にご注意ください。
  - ・お受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
  - ・お返しした外貨を円に換算した場合、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。

## 10 税務のお取扱いについては以下の通りです

### 税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取扱いについては、日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、次の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取扱いいたします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
死亡給付金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
年金	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日	TTM

\*1 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

- 「円支払特約A型」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金、年金等は次の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*2
死亡給付金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*2の翌営業日
年金	「毎年の年金支払日」または「請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*2の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日」または「請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日*2の翌営業日」のいずれか遅い日

\*2 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

### 契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
  - ※一時払のため、契約初年度のみ適用となります。

### 介護年金支払開始日前または年金支払開始日前

<解約・一部解約時(差益がある場合)>

- 所得税(一時所得)+住民税

<死亡給付金受取時>

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

\* 契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡給付金と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)＜相続税法第12条＞」が適用されます。

介護年金支払開始日以後または年金支払開始日以後

<介護年金および介護年金の一括支払>

- 介護費用を用途とする介護年金および介護年金の一括支払による支払金については、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族の場合には、非課税扱となります。
- 被保険者が死亡した日以後に支払われる介護年金は、所得税(雑所得) + 住民税の対象となり、被保険者が死亡した日以後に支払われる介護年金の一括支払による支払金は、所得税(一時所得) + 住民税の対象となります。
- 要支援認定および要介護認定で非該当となった場合、介護年金および介護年金の一括支払による支払金は非課税扱とはならず所得税(雑所得)の課税対象となります。

<年金および年金の一括支払>

- 年金および年金の一括支払による支払金は、所得税(雑所得) + 住民税の対象となります。  
※ 契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税の対象となります。

税務上のお取扱いについては、平成29年1月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

11 信用リスクと生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL. 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

12

死亡給付金・年金・介護年金のお支払いに関する手続き等について、以下の点にご留意ください

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金・年金・介護年金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金・年金・介護年金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金・年金・介護年金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり/約款」、ホームページに記載していますので、あわせてご確認ください。
- マニライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、マニライフ生命投資型商品カスタマーセンターに必ずご連絡ください。
- 死亡給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の死亡給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはマニライフ生命投資型商品カスタマーセンターにご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる年金・介護年金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(くわしくは、「ご契約のしおり/約款」でご確認ください)。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

13

各種お手続きやご契約に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては、下記までご連絡ください。



マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター TEL. 0120-925-008

お問い合わせ時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。  
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

※ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。